		第4回	〕議会	基本	条例	調査特	別委	員	会 要	点記釒	录 ———			
開閉	開閉会日時		令和2年8月5日(水			開会 10:00 閉会 14:32			会議場所		別海町議会 委員会室2·3			
		1 番	宮越	正人	出席	10 番	小林	敏え	と出席	13 番	中村	忠士	出席	
議員	員の出欠	2 番	横田	保江	出席	11 番	瀧川	榮	子 出席	14 番	佐藤	初 <b>雄</b>	出席	
		3 番	田村	秀男	出席	12 番	松原	政勝	労 出席	15 番	戸田	憲悦	欠席	
出		総務部				次長兼総		総合	政策課長			策課主		
席		浦山		欠席	佐々オ	大 栄典	欠席	Ξ	戸 俊人	欠席	皆川	学	欠席	
説	総務部		<b>策課主</b> 查											
明		大森	圭介	欠席										
員			I							<u> </u>				
<b></b>	 外の出席	=±	議長		汫	達会エーカ		0.47		<u></u>		1.47		
	タトの山 <u></u>	主			西原 浩 議会モニタ 松本 博史		_9-	0名		合計		1名		
-				124		議会モ	<b>-</b> ター		0名	議会サ	ポーター	0	0名	
傍	聴者数	報道隊		0:		µ <b>7</b> X,∠∆	エーラー		<u> </u>		<u>ホーノー</u> 計		<del>11</del> 名	
			2 IVIV III	_	_	 事件及び	会議結	果な	ど					
	発言者								等により議事番	号が前後を	することがあ	る。		
委員長	14番	佐藤	13:30											
			開催概	要説明										
			会期1日	3、出席	委員8名	ら(うち遅	参(所	要)1	名)、欠席	委員1名	名、員外	<b>卜1名</b> 詞	議長	
委員長	14番	佐藤	開会挨	拶										
委員長		佐藤				1回目)	について	•						
事務局	主幹	松本	資料	学により[										
						文化作業								
						た作業スク								
						動原則に 化作業軍	_		)					
				4 本口 員間討論		.1617F耒単	出土にノ	UIC						
委員長	14番	佐藤			<sub>既なし</sub> て化作業	<b>±</b>								
女只区	17111	KTUSK			) 前文									
			暫時休	`	,	•								
				さ、 文化に係		討議								
							立1を9点	点とし	ポイント換ぎ	算した重	み配分	は次のと	:おり	
						1 地方詞	義会の役	割	44					
						2 二元代	代表制の	関係	53					
						3 議会の	)責務		51					
						4 議員の			49					
						5 目指す			39					
						6 住民/								
						7 市民記			16					
						8 町の暦		-	19					
			再開 1	0.41		9 議会の	が正丈と1	<b>火叩</b>	10					
委員長	14番	佐藤	1 (#1 <del>1 (* 1</del>	.0.71	<ul><li>以下</li></ul>	の4占を	重視する	ろととす	もに各委員	による傷	先順位	の判除が	を参考	
ZAK	<u> </u>	1711/1							ここし女兵 員長で作り					
					してよろ			4.	• • •		=: 35			
					(「異詞	義なし」の	声あり)							
委員長	14番	佐藤			・委員	長説明の	りとおりえ	央定す	する。					
					1	議会の責	<b>養務</b>							
-			-											

		第4回	回議会基本条例調査特別委員会 要点記録
			② 議員の責務
			③ 目指す議会像
			④ 住民への決意表明
			暫時休憩 10:45
			小休止
<del></del>	4 4 🎞	/ <del>1                                      </del>	再開 10:51
委員長	14番	佐藤	(2) 目的
			暫時休憩 10:52 成文化に係る自由討議
			パスパルに深る自由的機   ※ 優先順位1を5点としポイント換算した重み配分は次のとおり
			1 自治基本条例の規定と関連付けた目的規定 29
			2 議員アンケートや議員間討議の結果を基に規定 20
			3 執行機関と調整後に成文化 17
			4 簡潔な目的規定に 22
			5 条例の全容が一定程度わかる規定に 17
			再開 11:05
委員長	14番	佐藤	・ 目的については、自治基本条例に関連付けて簡潔に規定することと
			し、たたき台を正副委員長で作成し、次回の委員会で示すこととしてよ
			ろしいか。
<b>TDE</b>		//	(「異議なし」の声あり)
委員長	14番	佐藤	・ 委員長説明のとおり決定する。
委員長	14番	佐藤	(3) 定義
			暫時休憩 11:07
			成文化に係る自由討議 ※ 優先順位1を2点としポイント換算した重み配分は次のとおり
			※ 優元順位1を2点としかインド
			2 逐条解説で十分 1
			再開 11:10
委員長	14番	佐藤	・ 用語の定義については、逐条解説もあるので、条例全体を通して、
		-	る程度絞り込んで規定することとしてよろしいか。
			(「異議なし」の声あり)
委員長	14番	佐藤	・ 委員長説明のとおり決定する。
委員長	14番	佐藤	(4) 基本理念
			暫時休憩 11:12
			成文化に係る自由討議
			※ 優先順位1を3点としポイント換算した重み配分は次のとおり
			1 議員間討議により理念を規定すべき 18
			2 活動原則があるので、端的に理念を規定すべき 17
			3 活動原則を規定するだけで十分 7 再開 11:30
 委員長	14番	 佐藤	】
女只区	14円	江水	・ 基本達ぶについては、
委員長	14番	佐藤	・ 委員長説明のとおり決定する。
委員長	14番		(5) 最高規範性
		<u> </u>	暫時休憩 11:32
			成文化に係る自由討議
			※ 優先順位1を2点としポイント換算した重み配分は次のとおり
			1 自治基本条例を最高規範と位置付ける 11
			2 自治基本条例との関係を規定するのは早計 6
			※ 優先順位1を2点としポイント換算した重み配分は次のとおり

		第4回	回議会基本条例調査特別委員会 要点記録	
			1 議会の最高規範と規定 2 議会の基礎となる条例と規定	14 6
			※ その他規定すべき事項について回答数は次のとおり	
			1 基本条例に反する例規を制定しない	0
			2 基本条例反する例規を制定しない努力	0
			3 法令・基本条例に照らして判断する	3
			4 選挙後に条例に関する研修を行う	0
			5 新任議員に限って研修を義務づける	0
			6 議会・議員の条例順守	6
			再開 11:50	
委員長	14番	佐藤	・ 最高規範性については、自治基本条例を上位の最高規	範とし、議
			会における最高規範とする規定を設けることとし、その他「基	本条例に反
			しない例規を制定しないこと」「法令・基本条例に照らした判	断をするこ
			と」「議会・議員の条例順守」について規程することとし、たた。	き台を正副
			委員長で作成し、次回の委員会で示すこととしてよろしいか。	
			(「異議なし」の声あり)	
委員長	14番	佐藤	・ 委員長説明のとおり決定する。	
			休憩 12:10	
			再開 13:00	
委員長	14番	佐藤	(6) 議会の活動原則	
			暫時休憩 13:02	
			成文化に係る自由討議	
			※ 特に規定すべき事項を5ポイント、規程しておくべき事	
			ント、判断に迷う事項を1ポイント、規程が不要と考える!	事項を0ポイ
			ントとした、委員会全体の考え方の傾向は次のとおり。	
			1 全ての会議を原則公開	25
			2 町民に開かれた議会	29
			3 積極的な情報公開(公開性の確保)	27
			4 公正性の確保	19
			5 透明性の確保	17
			6 信頼性の確保	17
			7 ホームページを利用し、議案等を事前公表	13
			8 議案資料等を傍聴者に提供	19
			9 議事機関として重要事項を意思決定	23
			10 町民の多様な意見の把握	19
			11 町民の多様な参加の保障	12 12
			12 町民参画を不断に推進 13 政策提案等町政への反映	23
			13 政衆延業等可政への及所 14 町民への説明責任	23 27
			15 監視・けん制・評価	24
			16 議員相互の自由かっ達な討議	18
			17 交流と自由な討論の広場であるとの認識に立つ	8
			18 議決責任を深く認識	17
			19 議決事項の経緯等の説明(町民への説明責任)	12
			20 町民の多様な参加	11
			21 議会が住民自治の機関であることの自覚	13
			22 会議の定刻開催し、休憩時の傍聴者への説明	7
			23 委員会で委員外議員を含めた多様な討議の展開	7
			再開 13:10	
委員長	14番	佐藤	<ul><li>・ 一つ一つ議論すると長時間に渡るため、各委員の回答の</li></ul>	傾向を基に
				. — . – ,

		笋45		
		ᆉᄔ		
			たたき台を正副委員長で作成し、次回の委員会で示すこととして。	はろし
			いか。	
			(「異議なし」の声あり)	
委員長	14番	佐藤	・ 委員長説明のとおり決定する。	
委員長	14番	佐藤	(7) 議員の活動原則	
			暫時休憩 13:12	
			成文化に係る自由討議	
			※ 特に規定すべき事項を5ポイント、規程しておくべき事項を	
			ント、判断に迷う事項を1ポイント、規程が不要と考える事項を	20ポイ
			ントとした、委員会全体の考え方の傾向は次のとおり。	
			1 議員相互間の討議を重んじる	31
			2 議会が言論の府であることを重んじる(認識する)	20
			3 議会が合議制の機関であることを重んじる (認識する)	16
			4 議員相互の自由な討議を推進	18
			5 議員間の立場が対等であることを認識	23
			6 積極的な討議により結論を出す環境づくり	21
			7 町政の課題全般について町民の意思を的確に把握	21
			8 町政全般について、課題、町民の意見、要望等を把握	21
			9 町民の多様な意見を的確に把握	12
			10 世代、地域等に配慮して町民の意見を的確に把握	11
			11 一部の団体及び地域にとどまらない多様な意見を把握	16
			12 自らの能力を高める不断の研鑽	21
			13 自らの政策立案能力の向上	23
			14 不断の研修、視察、研究等により知恵や見識を向上	21
			15 町民の代表にふさわしい活動	23
			16 地位による影響力を認識	12
			17 常に町民の代表であることを意識して活動	13
			18 公正かつ誠実に職務を遂行	23
			19 町民全体の福祉向上及び豊かなまちづくりを推進	23
			20 一部の団体及び地域の代表にとどまらず活動	18
			21 町民全体の暮らしの向上を目指し活動	20
			22 町政を総合的な見地からとらえて活動	17
			23 町民に対し、積極的に報告	23
			24 議員の倫理	18
			再開 13:15	
委員長	14番	佐藤	・ 各委員の回答の傾向を基にたたき台を正副委員長で作成し、	次回
			の委員会で示すこととしてよろしいか。	
			(「異議なし」の声あり)	
委員長	14番	佐藤	・ 委員長説明のとおり決定する。	
委員長	14番	佐藤	(8) 正副議長ほか役職に係る活動原則	
			暫時休憩 13:17	
			成文化に係る自由討議	
			※ 特に規定すべき事項を5ポイント、規程しておくべき事項を	
			ント、判断に迷う事項を1ポイント、規程が不要と考える事項を	20ボイ
			ントとした、委員会全体の考え方の傾向は次のとおり。	
			1 議事整理権、秩序保持権など、地方自治法に規定され	29
			る議事整理に関わる活動原則を規定すべきだ。	
			2 対外的に唯一代表権のある議長、議長を支える副議長	21
			については、議会を代表する立場として取るべき活動原則を	
			規定すべきだ。	

第4	回議会基本条例調査特別委員会 要点記録	
	3 合議制の議会をまとめる立場として、一定の議員経験を 踏まえた議会運営、委員会運営の熟知、経験をもとに助言を 行う立場を活動原則として規定すべきだ。	15
	4 法で求められる本会議における採決時のルール、委員外議 5 議員の活動原則のみで十分だ。 6 議事整理権、秩序保持権など、議事整理に関わる正副 委員長の活動原則を規定すべきだ。	13 3 24
	7 委員会主義をとる別海町議会の積極的な委員会活動において、必要となる正副委員長の活動原則を規定すべきだ。	23
	8 特に常任委員会などにおいて必要最小限の人数で構成されている事情からも、一人一人の委員の高い調査意識が欠かせないという考えの基に、委員の活動原則も規定すべきだ。	14
	9 全議員で投票し、決定している選定背景からも、議会運営の要として、議会運営委員長の活動原則も規定すべきだ。	17
委員長 14番 佐藤	再開 13:20  ・ 各委員の回答の傾向を基にたたき台を正副委員長で作成し、次の委員会で示すこととしてよろしいか。 (「異議なし」の声あり)	回
委員長 14番 佐藤 委員長 14番 佐藤	・ 委員長説明のとおり決定する。 (9) 委員会に係る活動原則	
	雪時休憩 13:22 成文化に係る自由討議	
	※ 特に規定すべき事項を5ポイント、規程しておくべき事項を3ポント、判断に迷う事項を1ポイント、規程が不要と考える事項を0プントとした、委員会全体の考え方の傾向は次のとおり。	
	1 基本条例と議会の条例を関連づかせるためにも、委員会 条例について触れる規定を設け、「仕組み」のルールである「委 員会条例」に対して、委員会活動の意義や目的を基本条例 に規定するべきだ。	25
	2 委員会の調査資料は、委員が調査するためだけの資料でなく、主権たる町民が議会に参画するための資料であり、委員が町民の意見を聴くための資料であるという考えから、事前の公開原則を規定すべきだ。	17
	4 意見交換会について規定すべきであるが、「調査を補強する必要があると判断する場合は、積極的に住民の意見を聴取する」という概要規定にとどめ、意見交換会の規定は、別途、他の例規での規定にすべきだ。	19
	5 委員会活動の充実強化を図るため、委員外議員を含め た多様な討議を展開すべきだ。	9
	6 各委員会の委員の調査を尊重し、必要がある場合、全員 で協議する場において、他の議員の意見を聴く場を設ける程 度にとどめるべきだ。	14
	7 常任委員会、議会運営委員会、特別委員会について一定の活動原則(役割)を規定すべきだ。	21
	8 協議又は調整の場(全員協議会等)についても規定すべきだ。	11
	9 調査計画や委員会調査の原案づくり、所管との調製など、正副委員長の活動に対して、公務として位置付けられるよう、正副委員長会議等についても規定すべきだ。	15
	再開 13:24	

		第4回	回議会基本条例調査特別委員会 要点記録	
委員長	14番	佐藤	・ 各委員の回答の傾向を基にたたき台を正副委員長で作成し、次	′回
			の委員会で示すこととしてよろしいか。	
			(「異議なし」の声あり)	
委員長	14番	佐藤	・ 委員長説明のとおり決定する。	
委員長	14番	佐藤	(10) 危機管理	
			暫時休憩 13:26	
			成文化に係る自由討議	.0
			※ 特に規定すべき事項を5ポイント、規程しておくべき事項を37 ント、判断に迷う事項を1ポイント、規程が不要と考える事項を0.	-
			ントとした、委員会全体の考え方の傾向は次のとおり。	17
			1 議会としての業務継続(議会BCP)について規定すべ きだ。	17
			2 議会としての業務継続(議会BCP)は、まだ十分な議 論が進んでいないため、危機管理体制の整備程度にとどめる べきだ。	6
			3 議会として町長への要請を規定すべきだ。	8
			4 必要に応じて意見書の提出など、町長だけでなく、国等へ の提案、提言、要望等について規定すべきだ。	14
			5 要請、要望等に必要な「調査」についても規定すべきだ。	12
			6 安否の所在の連絡、地域の一員としての共助の貢献、被 災状況等の報告など、災害時の議員活動を基本条例に規 定し、議会の姿勢を町民に示すべきだ。	12
			7 議会として、迅速に予算を決定するなど、議員活動だけで なく、有事の議会の役割も基本条例に規定すべきだ。	12
			8 6、7のような議員及び議会の具体的な活動は、別途規 定すべきだ。	16
			再開 13:50	
委員長	14番	佐藤_	・ 議会BCPについては、この機会に整備することとし、細かな規定は別途設ける内容によって、たたき台を正副委員長で作成し、次回の 員会で示すこととしてよろしいか。	-
			(「異議なし」の声あり)	
委員長	14番	 佐藤	・ 委員長説明のとおり決定する。	
委員長	14番	<u>- 佐藤</u>	- (11) 見直し手続き	
		-	暫時休憩 13:52	
			成文化に係る自由討議	
			※ 特に規定すべき事項を5ポイント、規程しておくべき事項を37	ポイ
			ント、判断に迷う事項を1ポイント、規程が不要と考える事項を0. ントとした、委員会全体の考え方の傾向は次のとおり。	ポイ
			1 基本条例に基づいた議員活動、議会の施策が実行されているか、丁寧に進捗を確認するうえでも、条例の検証は、1年ごとに行うべきだ。	11
			2 実行性も含めてしっかりとした議論に基づいた条例であれば、議員任期の4年ごとに見直すのが、見直し期間としては適正だ。	13
			3 議会制度の国内的な動き、災害の発生等の予期しない 事象の発生、議員間討議の活性化による施策の実施や見 直しなど、柔軟な変更に対応できるように「必要に応じて」の見 直しとすべきだ。	18
			4 見直しについて検証した場合は、その結果を公表すべき だ。	23

		第4回	回議会基本条例調査特別委員会 要点記録
			5 制度を改善する場合は、全ての議員の合意形成について 11 規定に盛り込むべきだ。
			6 条例を改正することとなった場合における改正理由、背景 15 等の説明責任を規定すべきだ。
			7 議会内部の見直し議論だけでなく、町民の意見や社会情 15 勢の変化など、外部要因によっても見直される見直し規定を 加えるべきだ。
			再開 14:20
委員長	14番	佐藤	・ 検証主体をどうするか、また、現実的な運用が難しいため、条例につ
			いては、検証ではなく、1年ごとの確認とし、内部の議論や外部要因に
			よって条例の改正が求められる場合に対応するために必要に応じて条例
			を見直すという規定とすることで、たたき台を正副委員長で作成し、次回
			の委員会で示すこととしてよろしいか。 (「異議なし」の声あり)
 委員長	14番	 佐藤	演議なりの声のの
事務局主幹		松本	職事と がえいけ来 (と回日) にういて   資料により内容説明
<del></del>		TAZT	1 成文化のポイントについて
 委員長	14番	佐藤	・ 各委員とも協議シートに考え方を記載の上で、次回委員会の開催前に事務局
			にシートを提出されたい。
委員長	14番	佐藤	議事3 参考人(議会モニター)に対する意見聴取について
委員長	14番	佐藤	・ 次々回以降の委員会について日程を調整したい。
			暫時休憩
			日程調整に関する自由討議
			再開
委員長	14番	佐藤	・ 8月20日の次回委員会終了後は、次の日程で調査を行うこととする。
			第6回委員会 令和2年9月1日(火) 10:00~
<b></b>	4 4 777	/ <del></del>	第7回委員会 令和2年9月7日(月) 10:00~
委員長	14番	<u>佐藤</u>	閉会挨拶
委員長	14番	佐藤	14:32 閉会

Г